

函館市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、恵山支所を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年2月18日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

平成25年度 定期監査結果報告書（恵山支所）

1 監査の対象部局

恵山支所

2 監査の対象

財務監査

平成25年4月1日から平成25年8月31日までに執行された収入事務，支出事務，契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成25年10月4日から平成25年12月25日まで

4 監査の方法

今回の監査は，上記の事務を対象として調査事項を定め，関係法令等および予算に基づき，適正に執行されているかについて実施し，監査にあたっては，抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は，以下のとおりである。

（1）全般的事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては，歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿，支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果，適正に執行されていた。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては，現金出納簿，保管金払込書，収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果，私用電話料の回収は，会計課長通知による「電話料の支出に伴う伝票起票等の取り扱いについて（昭和63年3月29日付函会）」の事務取扱いにおいて，検針日が毎月末日の場合は毎月末日に行うべきところを，4月分を5月上旬，5～8月分を8月中旬に回収していたほか，私用電話料の払い込みは，函館市会計規則（昭和39年規則第9号）第92

条第2項の規定により、保管金払込書によって指定金融機関等に払い込むべきところを、納入通知書によって払い込んでいたことから、今後、函館市会計規則等に則った適切な事務の執行を図らねたい。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 契約事務について

契約事務においては、恵山地域病院送迎バス運行業務委託を対象とし、契約から支出命令に至るまでの執行状況を契約書、支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。